学校いじめ防止基本方針

平 成 ２ ６ 年　 ４ 月

石川県立翠星高等学校

はじめに

　いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

　本校のいじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）」第１３条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「石川県いじめ防止基本方針」を参酌し、国立教育政策研究所作成の「いじめのない学校づくり～学校いじめ防止基本方針策定 Q&A」による解説を十分にふまえたうえで、本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を、より実効的に推進するために策定するものである。

１　基本理念

　いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす重大な問題である。また、今日的課題でもあるネットトラブルやモラル、人権意識の未成熟さ、社会性の未発達からによる「弱い者いじめ」に対し、その防止と根絶へ向け、いかなる原因が存在しても、いじめを肯定する理由とはならないという明解で毅然とした態度で指導に臨み、全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さないという姿勢で、教育活動に努めることが大切である。さらに、そのことがいじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを見逃さない学校づくりを推し進める原動力となる。そのためには、農業教育の特色でもある生命や人権を大切にするという精神を教職員一丸となって貫くことや、生徒一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達と成長を支援するという生徒観、指導観に立ち、教育活動を実践していくことが重要となる。

　本校は緑豊かな自然環境の中に位置し、「豊かな人格の形成を図る」、「自ら学ぶ態度の確立を図る」、「自ら考え、行動する習慣の確立を図る」を教育方針とし、自他を等しく認め、尊重し合い、思いやりや慈しみを持って人と接する事ができるような精神と実践力のある生徒の育成ために、特別活動及び道徳教育、人権教育にも重点をおいて取り組んでいる。 それゆえ、全ての生徒が落ち着いた環境のもとで、安心して学習活動や学校行事に励むことができるような「規律ある集団」づくりに向け、いじめ根絶を目標とし、その未然防止と早期発見に努め、いじめを認知した場合には的確な判断のもと速やかで適切に対処するための「学校いじめ防止基本方針」をここに定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの、いわゆる「ネットいじめ」を含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動のつながりや、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる 。

【脅迫、名誉毀損、侮辱】

➢仲間はずれ，集団による無視をされる。【侮辱】

➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。【暴行】

➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。　【暴行、傷害】

➢金品をたかられる　【恐喝】

➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

【窃盗、器物破損】

➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。

【強要、強制わいせつ】

➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。【名誉毀損、侮辱】

以上に記したように、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては、教育的配慮や被害生徒の意向を配慮のうえで、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3　いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法　第２２条に基づく）

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当者、教育相談課主任、教育相談担当者（スクールカウンセラーも含む）、養護教諭 、各年次主任、特活指導課主任、等

※「等」とは必要に応じて、いじめ対応アドバイザー等の外部専門家の派遣要請をし、より実効的な対応を検討する場合もあるためである。

(3) 機能・役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直しと「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の対策についてのＰＤＣＡサイクルでの検証

イ　いじめの相談・通報の窓口

ウ　いじめに関する情報や問題行動等に係る情報収集と記録及びその共有

エ　家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換の推進

オ　教職員のいじめへの対応に係る資質能力の向上

カ　いじめ事案発生時における個別案件対応班の編制と指示

キ　いじめ対応アドバイザーや外部相談機関と連携したいじめ事案への対応

※個別案件対応班は、いじめ事案１件ごとに組織することを基本とする。

４　いじめ問題への基本姿勢

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを全教職員が十分認識すること。

(2) 「弱者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。また実際にいじめが発生した時は、被害生徒の立場に立った親身な対応が必要であるとともに、教育的配慮のもとで加害生徒に対する毅然とした態度で指導すること。

(3) 生徒一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、人格の健やかな発達と成長を支援するという生徒観、指導観に立ち、教育活動を実践すること。

(4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。

(5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて詳細な実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること。

５　いじめの未然防止のための措置

(1) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また生徒に対しても、全校集会やホームルーム活動等を通じて日常的に触れ、「いかなる原因が存在しても、いじめを肯定する理由とはならない」という考

え方や「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

(2) 特別活動としての道徳教育や人権教育の充実、読書週間の活用や農業高校ならではの生命を教材とした授業・実習及び農業クラブにおける様々な実践活動は、生徒の社会性を育み、生命の尊厳や自然に対する畏敬を抱き、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う最良の機会である。特に、インターンシップや産業連携による人材育成事業等の農業高校ならではの特色ある取組は、生徒のコミュニケーション能力を伸長し、自他を認め合いながら建設的に調整し、解決できる力や自らの言動が相手や周囲に及ぼす影響を判断し、行動できる力を身に付けるうえでも重要である。

(3) いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないような、分かりやすい授業づくりや生徒の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払わなければならない。また、障害（発達障害を含む）についても、適切に理解したうえで指導を実践していく必要がある。

(4) ねたみや嫉妬等、いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、他者の役に立っていると感じ取ることのできるような機会を提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。その際、家庭や地域にも協力を求め、周囲の大人から認められていると感じることができるような工夫や、自己肯定感を高

められるように、あえて困難な課題を設定したうえで、課題解決に向けて取り組んでいけるような授業・実習等を実践できれば、さらに有効である。

(5) 生徒自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組を生徒会活動等によって推進する（いじめ撲滅宣言や学校生活における悩み相談目安箱の設置等）。また、教職員は全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックする。その際、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

6　いじめ発見のポイント（いじめのサイン）

・沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりとした状態でいる。視線を合わせるのを嫌ったりする。

・シャツやズボンが破れている。ボタンが取れている。衣服の汚れが目立つ。

・顔や身体にあざ。マジックで身体へのいたずら書き。登校時における身体の不調。顔がむくんでいたり、青白い等。

・ぽつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下する。忘れ物が多くなる。休み時間にうろうろする。特定のグループと行動するようになる。使い走りをするようになる。保健室への頻繁な来室等。

・授業時、特定の生徒が発言しても周囲の反応がない・冷ややか。人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑がおきる。集会時に特定の生徒との空間が大きい。特定の生徒の物が頻繁になくなる。

・理由のはっきりしない欠席や遅刻・早退が増えてきたりする。

その他、以下の事象についてもアンテナを高くし、早期発見に努める。

・授業中や休み時間に、生徒の人間関係の崩れを捉える。

・校内の目の届きにくいところを定期的にチェックする（トイレ、部室、敷地内デッドスペース等）。

・隠れたところにたまる生徒をその場にとどまらせないようにする。

・全ての教職員から生徒の気になる情報を得る。

・個々の生徒について、いきいきできる居場所（活躍できる場）をもたせるよう努める。

７　いじめ早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、『いじめアンケート』（年５回：次頁掲載）を活用する。また、面談週間の活用や定期的な個人懇談、保健室及び相談室（ＳＣ及び巡回アドバイザーの活用も含む）の利用、学校以外の相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。さらに、日常の観察としてホームルーム担任、副担任や科目担当教諭及び部活動顧問等が生徒の人間関係の把握に努める。そのためにも、日常的に生徒との間に良好な信頼関係を築き上げる努力を教育活動の中で実践していく必要がある。

(2) 定期保護者懇談等により保護者との連携・連絡を密にし、年次会等を活用して生徒状況の把握と情報交換及び共有に努め、いじめの気配が認知された場合は、「いじめ対策委員会」に速やかに報告し、個別案件対応班を設置し対処する。

(3) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、「いじめ対策委員会」において対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

いじめに関するアンケート調査①

石川県立翠星高等学校

生徒諸君へ

　このアンケートは、いじめについての今年度１回目の調査です。皆さんの答えは，後で友人たちに知られることはありませんので，ありのままに答えてください。

（　　　　）年（　　　　）組　（　男　・　女　）

◆いずれかの数字の横にある（　　）に○をつけてください。

★問１　４月からいじめられたことがありますか。次のうち一つ○をつけてください。

（　　　）①ない　→問７～１０に答えてください。
（　　　）②ある　→問２～１０に答え

問２　問１であると答えた人で、そのいじめは続いていますか。

（　　　）①続いている
（　　　）②続いていない

問３　どんないじめを受けていますか（受けましたか）。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

（　　　）①言葉でおどされる。
（　　　）②しつこく悪口を言われたり，執拗にからかわれたりする。
（　　　）③物を隠されたり，汚されたりする。
（　　　）④無視や仲間外れにされる。
（　　　）⑤用事を言いつけられる。
（　　　）⑥殴られたり，けられたりする。
（　　　）⑦お金や物を取られる。
（　　　）⑧いやなメールを送られる。
（　　　）⑨インターネットの掲示板などに悪口を書きこまれる。
（　　　）⑩グループチャット機能のあるアプリのグループから外される。
（　　　）⑪その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問４　いじめられた時、どうしましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

（　　　）①はっきり断ったり、やめろと言い返した。
（　　　）②誰かに助けを求めた。
（　　　）③無視したり、相手にしなかった。
（　　　）④我慢したり、言われたとおりにした。
（　　　）⑤その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

裏にも設問があります。

問５　その後、誰に相談しましたか。あてはまる番号すべてに〇をつけてください。

（　　　）①担任　　（　　　）②養護（保健室）の先生
（　　　）③教育相談室の先生　　（　　　）④部活動顧問の先生
（　　　）⑤それ以外の先生　　（　　　）⑥家族
（　　　）⑦友人　　（　　　）⑧いじめ相談電話窓口など
（　　　）⑨誰にも相談しない　　（　　　）⑩その他
（　　　　　　　　　　　　　　）

問６　問５で⑨に丸を付けた人で、相談しなかった理由はなんですか。あてはまる番号すべてに〇をつけてください。

（　　　）①先生に相談してもいじめは解決しないと思うから。
（　　　）②親に相談すると心配をかけると思うから。
（　　　）③誰かに相談しても自分の気持ちがわかってもらえないと思うから。
（　　　）④いじめてくる相手に弱みを見せたくないと思うから。
（　　　）⑤相談したことで、いじめがさらにエスカレートすると思うから。
（　　　）⑥誰に相談してよいのかわからない。
（　　　）⑦その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

★問７　４月からいじめにあった人を見たり聞いたりしたことがありますか。次のうち一つ〇をつけてください。

（　　　）①ある　　→問８に進んでください。
（　　　）②ない　　→問９に進んでください。

問８　その時どうしましたか。次のうち一つ〇をつけてください。

（　　　）①いじめを止めた　　（　　　）③先生などに知らせた
（　　　）②友人に相談した　　（　　　）④何もしなかった

★問９　４月からいじめをしたことがありますか。次のうち一つ〇をつけてください。

（　　　）①ない　　（　　　）③今，いじめている
（　　　）②いじめたことはあるが，今はしていない

★問 10　いじめについて次のＡ～F のことについて、それぞれに当てはまる（　）に一つ〇をつけてください。

	思う	思わない	分からない
A どんな理由があっても絶対にいけない	（　　）	（　　）	（　　）
B いじめられる人は悪くない	（　　）	（　　）	（　　）
C いじめられても自分一人で解決できる	（　　）	（　　）	（　　）
D 友人関係といじめの関係を区別できる	（　　）	（　　）	（　　）
E いじめを見たら，やめるように言いたい	（　　）	（　　）	（　　）
F いじめを見たら先生に報告する	（　　）	（　　）	（　　）

８　いじめ発見・通報を受けた時の対応

① 関係する生徒への対応

(1) 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握と確認）

(2) 関係生徒への支援・指導

ア　いじめを受けている生徒に対する支援

　いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、親身になって継続的に支援する。

・苦痛の共感的な理解と対応

・安全かつ安心して学校生活を送ることのできる環境の確保

・長期的な相談支援（スクールカウンセラーや外部相談機関の活用）

イ　いじめを行った生徒に対する指導

　「いかなる原因が存在しても、いじめを肯定する理由とはならない」、「いじめは決して許されない行為」という明解で毅然とした態度で臨み、必要に応じて外部専門家の協力を得る等、複数の教職員で連携し組織的に対応し、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させることでいじめをやめさせ、その再発防止に向けた措置を講じる。さらに、教育的な配慮のもとで、いじめを行った生徒の内面を理解し、いじめの背景にある要因の改善を図り、自他を等しく認め、尊重し合い、思いやりや慈しみを持って人と接する事ができるような精神と実践力を育んでいけるような指導を継続的に実施する。

・相手の悲しみや苦しみを理解できる指導

・自らの行為の責任を自覚し、自分自身の心の在り方を見つめる指導

・温かい人間関係づくりの大切さを実感できる指導

・人間関係の修復とその維持を適切に実行できる指導

※状況・内容に応じ、教育的配慮のもと、学校教育法第１１条の規定に基づいた懲戒権の行使（出席停止による指導、校内の懲戒基準に照らし合わせた特別指導計画の実施）及び警察や外部相談機関との連携を図る。

ウ　観衆や傍観者となった生徒に対する指導

周りで笑って見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に醸成していくような指導を行う。また、はやしたてる等、同調していた生徒に対しても、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、いじめの解決とは、被害生徒に対する加害生徒の謝罪のみで終わるのではなく、被害生徒と他の生徒との関係の修復を経て、いじめ当事者や周囲の生徒全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

・いじめを受けている生徒の悲しみや苦しみを理解できる指導

・いじめをはやし立てたり、黙認してしまう雰囲気を改善できる指導

・いじめを誰かに知らせる勇気を持たすことのできる指導

※関係生徒の個人情報についてはその取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

②関係する生徒の保護者への対応

(1) いじめを受けた生徒の保護者に対して

迅速に保護者に事実関係及び学校が把握している実態や経緯等を伝え、学校として複数の教職員で対応することやいじめられている生徒を守り通し、秘密を守るといった旨を約束し、保護者のもつ不安をできる限り除去するとともに、家庭においても子

どもの様子に十分注意し、些細な変化につても連絡して頂けるように要請する。

ア　事実及び実態や経緯等を迅速に伝える。

イ　保護者の心情や要望を十分に聴いたうえで、「学校いじめ防止基本方針」に則った対策について説明し、家庭と連携・協力しながらその解決に向けた措置を講ずる。

(2) いじめを行った生徒の保護者に対して

事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得たうえ、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ア　事実及び実態や経緯等を迅速に伝える。

イ　いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらえるよう要請する。

(3) 全ての保護者に対して

いじめの問題が学校全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がりを見せている場合は、事実を共有し共通理解を図る必要があるため、保護者会を開催することもあり得る。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

9　インターネットを通じて行われるいじめ（ネットいじめ）への対応

(1) 「ネットいじめ」とは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個

人情報を掲載する等が「ネットいじめ」であり、犯罪行為である。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止

ア　保護者に対する啓発

・フィルタリングサービスの利用の徹底

・「ネットいじめ」に対する理解と家庭における見守り

イ　情報モラル教育の推進

ウ　ネットトラブルについての講話（非行防止教室等）

エ　金沢地方法務局の「インターネット人権侵害情報に関する相談受付」等の周知

(3) 「ネットいじめ」の早期発見及びその対応

ア　いじめの把握

・被害者からの訴え

・閲覧者からの情報

・ネットパトロール

イ　不当な書き込みへの対処

事実の確認 → 状況の記録 → 管理者、プロバイダ等へ連絡（削除依頼）

状況の記録 → 警察や金沢地方法務局との連携

状況の記録 → いじめへの対応

10　家庭・地域の役割

生徒に関わるすべての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において、生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心で安全な生活を送れるように努める必要がある。

(1) 家庭・地域を含めた連携

いじめの防止等の対策は、被害生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を根絶することを目標として行わなければならない。

(2) 保護者の責務等（いじめ防止対策推進法　第９条）

ア　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

イ　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

ウ　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

11　重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法　第２８条に基づく）

ア　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・精神性の疾患を発症した場合

・金品等に重大な被害を被った場合

イ　いじめにより生徒が相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがあるとき

・年間の欠席が３０日程度以上の場合

※一定期間、連続して欠席が続いている場合は、上記目安にかかわらず県教育委員会又は学校の判断により調査に着手する。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、県教育委員会に事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査

ア 県教育委員会の指導・助言のもと、速やかに重大事態の調査組織を設置し、適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 組織の構成については、「いじめ対策委員会」を母体とし、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

ウ 可能な限り網羅的に、いじめ行為の客観的な事実関係を明確にする。

エ 調査の結果、学校に不都合な事実が発覚したとしても、隠蔽等を決して行わない。

オ いじめの被害生徒又はその保護者が希望する場合は、被害生徒又は保護者の所見をまとめた文書を添えて、調査結果とする。

(4) 調査結果の提供

ア いじめの被害生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係を適切に報告する。

イ 情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ アンケート調査を行う場合は、アンケート結果をいじめの被害生徒及びその保護者に対して提供する場合もあるという旨を、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

12　いじめ事案に対する校内体制

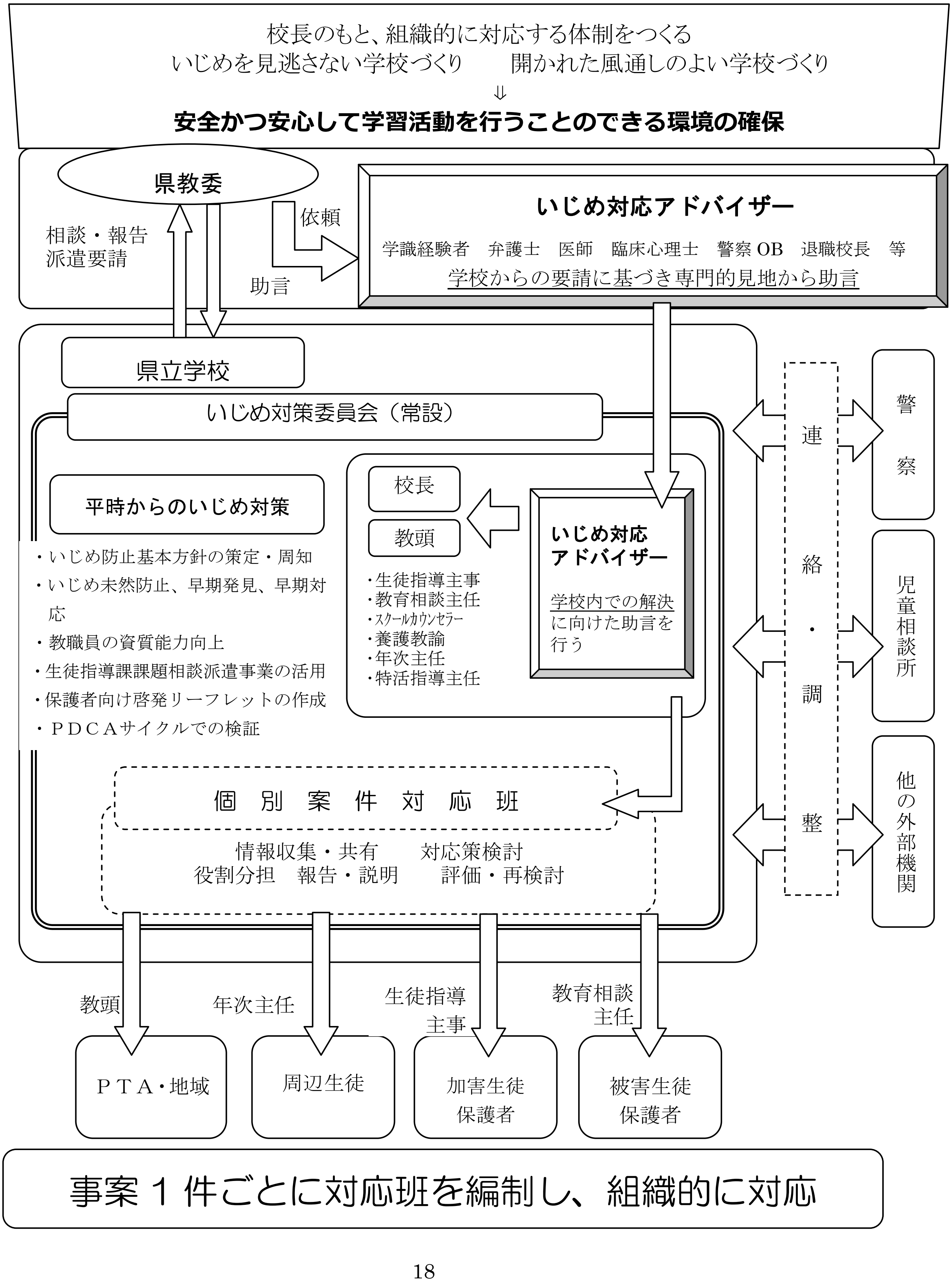

13　いじめに関する取組の充実

年　　間　　計　　画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対策委員会	特別支援委員会・いじめ対策委員会	特別支援委員会	いじめ対策委員会		
防止等の対策	新入生オリエンテーション 宿泊研修（1年次） （人間関係づくり） 保護者向け啓発	遠足 校内陸上競技大会 田植え（1年次） （人間関係づくり） 読書週間	スポーツテスト 農クリーダー研修会 （人間関係づくり） 文化教室 非行防止教室	メロン収穫 （1年） （人間関係づくり） 防犯教室 校内研修会	学年別登校日	インターンシップ （人間関係づくり）
	クラス・学年づくり（人間関係づくり）					
早期発見	面談週間	いじめ アンケート① QUテスト(1年)		いじめ アンケート② 保護者懇談会		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	特別支援委員会。いじめ対策委員会		特別支援委員会・いじめ対策委員会		特別支援委員会・いじめ対策委員会	いじめ対策委員会
防止等の対策	薬物乱用防止教室 読書週間	文化祭 修学旅行（2年次） （人間関係づくり）	校内スポーツ大会 （人間関係づくり） 人権週間 校内研修会	餅つき（1年次） （人間関係づくり） 読書週間		校内スポーツ大会 （人間関係づくり）
早期発見	いじめ アンケート③		いじめ アンケート④ 保護者懇談会 QUテスト(1年)		いじめアンケート⑤	保護者懇談会

14　外部関係機関との連携

(1) 県教育委員会との連携

・関係生徒への支援・指導、保護者への対応

・いじめ相談窓口、ネットパトロール、教員研修、外部専門家の派遣

(2) 白山警察署生活安全課との連携

・心身や財産に重大な被害が疑われる場合

・犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係機関との連携

・家庭での養育に関する指導・助言

・生徒の家庭環境及び生活状況の把握

(4) 医療機関及びカウンセラーとの連携

・精神保健に関する相談

・精神症状についての治療、指導・助言

15　主な外部相談機関

・24 時間いじめ相談テレホン	076-298-1699 (24 時間受付)
・石川県こころの健康センター	076-238-5761 (月～金 8:30～17:15)
・石川県家庭教育電話相談	076-263-1188 (月～金 9:00～17:00)
・石川県中央児童相談所	076-223-9553 (月～金 8:30～17:45)
・「子どもの人権１１０番」（金沢地方法務局）	0120-007-110 (月～金 8:30～17:15)
・小立野青少年相談室（金沢少年鑑別所内）	076-231-1603 (月～金 9:00～16:00)
・いじめ１１０番（県警少年サポートセンター）	0120-617-867 (24 時間受付)
・チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777 (月～土 16:00～21:00)